



山形県公報

令和2年11月17日(火)
第156号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……1149
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(ICT政策推進課) ……1150
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……同
- 同……………(同) ……1151

告 示

山形県告示第787号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和2年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団清永会	くわのまちデイサービス 天童市鉄ノ町一丁目1番22号	通 所 介 護	令和 2.10.31

山形県告示第788号

次の開発行為は、完了した。

令和2年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号
令和2年11月9日 指令村総建第230号
- 開発区域に含まれる地域の名称
東村山郡山辺町三河17番1、23番、25番1、27番2
- 開発許可を受けた者の住所及び名称
山形市大字中野155番4 株式会社グリーン自動車

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
パソコン用オフィスソフトウェア 814ライセンス
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県みらい企画創造部 ICT政策推進課電子県庁・基幹ネット担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号 023(630)2152
- 3 落札者を決定した日 令和2年9月16日
- 4 落札者の名称及び所在地
リコージャパン株式会社 販売事業本部 山形支社 山形第二営業部 山形市松波一丁目14番14号
- 5 落札金額 28,164,807円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和2年8月7日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに天童市役所において令和3年3月17日まで縦覧に供する。

令和2年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
お宝中古市場山形天童店
天童市大字山元字藤田1019番1外
- 2 変更した事項
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前)

名 称	所 在 地
お宝中古市場山形本店	天童市大字山元字藤田1019番1外

(変更後)

名 称	所 在 地
お宝中古市場山形天童店	天童市大字山元字藤田1019番1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社LIXILビバ	埼玉県上尾市上298番地1	豆 成 勝 博

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社LIXILビバ	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号	渡 邊 修

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ビブリッジ	東京都江東区亀戸六丁目41番5	大 橋 慎 一

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社エンジョイ	天童市大字山元1019番地1	永 瀬 貴 紀

3 変更年月日

- (1) 2の(1)に掲げる事項 平成23年2月1日
(2) 2の(2)に掲げる事項
イ 住所に係るもの 平成26年11月10日
ロ 代表者の氏名に係るもの 平成29年6月13日
(3) 2の(3)に掲げる事項 令和2年1月27日

4 届出年月日

令和2年9月23日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和3年3月17日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに天童市役所において令和3年3月17日まで縦覧に供する。

令和2年11月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

お宝中古市場山形天童店

天童市大字山元字藤田1019番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社LIXILビバ 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号

代表取締役 渡邊 修

3 変更する事項

駐輪場の位置

（変更前）縦覧に供する図面のとおり

（変更後）縦覧に供する図面のとおり

4 変更年月日

令和2年10月25日

5 届出年月日

令和2年9月23日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和3年3月17日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見